

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。

2025年を振り返りますと、物価上昇や
人手不足が引き続き企業経営に影響を
与える中、賃上げへの対応、資金繰りの見直し、
事業承継やM&Aのご相談など、経営判断を
迫られる場面が多い一年であったと
感じております。

また、インボイス制度への対応、各種税制改正への対応など、会計・税務面においても「制度を理解するだけでなく、実務としてどう運用するか」が問われる1年
でもありました。

そのような環境の中で、日々のご相談やご依頼事項を通じて、
皆様とともに課題に向き合い、解決策を模索できたことは、私どもにとっても
大きな財産であり、改めて感謝申し上げます。

本年も、正確かつ迅速な会計・税務処理はもとより、数字の背景にある経営の
実態を踏まえ、将来を見据えたご提案ができるよう、所員一同、より一層努めて
まいります。

新しい1年が、皆様と御社にとって安定と成長の実現につながる年と
なりますことを、心より祈念申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

2026年の干支は、丙午(ひのえ・うま)

丙午(ひのえうま)は、十干の「丙(陽の火)」と十二支の「午(火)」が重なる、
六十干支の中でも特に火の気が強い年回りとされます。

運勢面では、情熱や行動力、決断力が非常に高まり、迷いなく前へ進もうとする
力が湧きやすいのが特徴です。自分の考えや信念を貫きやすく、周囲を巻き込み
ながら物事を推進するエネルギーに満ちています。そのため、新しい挑戦や改革、
停滞していた状況を開拓する局面では、大きな追い風となるでしょう。

一方で、火の気が過剰になると、感情が先立ちやすく、短気や独断的な判断に傾きやすい面も
否めません。勢いに任せた言動は、人間関係の摩擦や思わぬ対立を生む原因となり、運気の
消耗につながります。

仕事運は、リーダーシップや決断力が評価され、責任ある立場を任せられやすい反面、周囲の意見を取り入れる柔軟さが成否を分けます。

金運は動きが大きく、収入増のチャンスが訪れることがありますが、衝動買いや過度な投資には
注意が必要です。強い運気を真の成果へと結びつけるためには、冷静さと計画性、そして周囲への
配慮を意識することが、丙午の運勢を安定させる重要な鍵となるでしょう。



CONTENTS

新年のご挨拶	P.1
2026年の干支は	
丙午(ひのえ・うま)	P.1
所得・消費・贈与税	
確定申告の準備はお早目に!	P.2
確定申告に係る法定申告・	
納期限、口座振替日	P.2
財産債務調書の提出	P.2
国外財産調書の提出	P.3
退職所得控除の	
調整規定等の改正	P.3
2026年の景気見通しに	
対する企業の意識調査	P.4
社会保険加入の	
「130万円の壁」	
残業代含めない方針へ	P.4
2026年1月～3月度の	
税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6
ASAKからのお知らせ	P.6

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
ご利用ください!

随時更新しますので
フォローして下さい!



所得・消費・贈与税 確定申告の準備はお早目に！

2025年度の個人所得税・消費税・贈与税の確定申告がはじまります。確定申告をされる方は、お早めに資料のご準備が必要です。昨年度、当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきます。(2026年1月中頃予定)

また、新規でご希望の方がおみえになりましたら、お早めにお知らせください。

なお、住宅ローン控除や医療費控除など税額還付が可能な申告について、過年度についても5年分は手続き可能なので、あきらめずにご確認ください。



確定申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得者で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など

2月16日(月)
スタート！

確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日

2025年分の所得税と消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日は、次のとおりです。期限内の申告納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

税目	法定納期限	振替日
所得税	3月16日(月)	4月23日(木)
消費税(原則)	3月31日(火)	4月30日(木)

・課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日



財産債務調書の提出

一定の基準を満たす高額な資産を有する方は、税務署へ「財産債務調書」を提出する義務があります。

「財産債務調書制度」は、高額な財産を有する方を対象に、保有する財産や債務に関する内容を詳細に記載した調書を作成し、税務署に提出することを義務付ける制度です。

財産債務調書制度の目的は、高額財産保有者への課税強化です。具体的には、将来の相続税や贈与税申告の対象となる財産を国税庁が事前に把握し、申告漏れや課税逃れを未然に防止することを目的としています。

◆ 財産債務調書の提出義務が生じる要件

次のいずれかに該当する方は、財産債務調書を税務署へ提出しなければなりません。

(1) 所得基準及び財産基準の両方を満たす場合

【所得基準】…その年分の退職所得を除く所得金額の合計が2,000万円超

【財産基準】…その年の12月31日時点で、保有財産の合計額が3億円以上、

または国外転出特例対象財産(有価証券等)の合計額が1億円以上

(2) 財産の合計額が10億円以上の場合

その年の12月31日時点で財産の合計額が10億円以上の条件に該当する方は、所得金額に関わらず財産債務調書の提出が義務付けられています。現金収入や預金が少ない方でも、不動産や株式などの資産を多く保有していれば、該当する可能性があるので注意が必要です。

◆ 提出期限

その年の翌年の6月30日となります。

国外財産調書の提出

国外財産調書制度とは、海外に一定以上の財産を保有している方に対して、その内容を記載した調書を税務署に出すことを義務づけた制度です。提出は任意ではなく義務なので注意が必要です。課税から逃れるために海外に財産を移す富裕層が増加したため、国が適正に課税することを目的として、2014年1月から施行されています。



◆ 財産債務調書の提出義務が生じる要件

その年の12月31において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産をもつ「非永住者以外の居住者」

「居住者」……日本国内に住所をもち1年以上住んでいる方

「非永住者」……日本国籍がなく、かつ、過去10年以内に国内に住所または居所をもっていた期間が5年以下の方

◆ 提出期限

その年の翌年の6月30日となります。

◆ 国外財産調書と財産債務調書との違い

一定の資産をもつ方が提出しなければならない「調書」という点では、どちらも同じですが、提出義務の要件が異なるために注意が必要です。

上記の通り、国外財産調書は、5,000万円超の国外財産を持つ方に提出義務があります。

一方、財産債務調書は、所得税などの確定申告書または所得税の還付申告書を提出する方のうち、その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、年末時点での財産の価額が3億円以上、または有価証券などの資産価額が1億円以上の方に提出義務が発生します。

したがって、「財産債務調書」を提出する方でも、5,000万円を超える海外財産をもっている場合は、「国外財産調書」もあわせて提出しなければなりません。その際、「財産債務調書」には国外財産の合計額のみを記入し、詳細は省いて構いませんが、財産債務調書を出さなかったり、記載されていない財産などがあって、本来より少ない納税額を申告したりした場合、過少申告加算税が5%プラスされてしまいます。

退職所得控除の調整規定等の改正

◆ 改正の背景

退職手当等を受け取った年の前年以前4年内に、他の退職手当等を受け取ったことがある場合には退職所得控除の計算上、勤続年数の重複を排除して計算を行い、また、確定拠出年金に係る老齢一時金(DC一時金)を受け取った年の前年以前19年内に他の退職手当等を受け取った場合にも、勤続年数の重複排除が適用されています。

ただし、どちらを先に取得したかにより制限される年数に差があります。昨今は、定年の引き上げ等により、先にDC一時金を受給し5年以上経過後に、退職手当等を受け取るケースも増えています。

この場合には、勤続年数の重複排除は適用されず、いずれも退職所得控除を満額利用することができました。今回、この点について課税の公平性の観点から、重複排除に係る調整期間を延長するとしています。



◆ 具体的な改正内容

- ① 退職手当等の一時金の支払を受ける年の前年以前9年内(改正前:4年内)に、DC一時金を受給している場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数等の重複排除調整の対象とする。
- ② DC一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間を10年(改正前:7年)とする。
- ③ 退職手当等を受け取る全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票について、税務署長への提出を一律義務化する(改正前:居住者である役員)。

◆ 適用時期

上記①、②については、2026年1月1日以後にDC一時金の支払いを受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用されます。

③については、2026年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

この改正により、DC一時金を60歳に受給するとした場合に、退職による退職手当等の退職所得控除を満額利用できる歳が、これまでの65歳から70歳に延長されることになります。

2026年の景気見通しに対する企業の意識調査

◆ 景気回復見通しが前年比3.3ポイント増

2026年の景気見通しについて帝国データが調査しています。「回復局面」になると見込む企業は、2025年の景気見通しから3.3ポイント増の11.0%となり、2年ぶりに10%を超えるました。企業からは、「高市政権が、現在の調子で改革を進めていく、国民の多くが効果を実感できるようになれば、景気は回復していく」など新政権に対する期待の声が多く寄せられています。

一方で、「踊り場局面」は43.0%(前年41.7%)と3年連続で4割を上回り、「悪化局面」と見込む企業は、4年ぶりに20%を下回る17.4%(同23.9%)となっています。

規模別でみると、「回復局面」では『大企業』が11.5%、『中小企業』が10.9%、中小企業のうち『小規模企業』が10.5%でした。一方で、「悪化局面」では、『大企業』が12.8%、『中小企業』が18.2%のなか、『小規模企業』が21.8%で2割台となり、規模が小さい企業ほど見通しを厳しく捉えている結果となっています。

◆ 業種別の見通し

業界別でみると、「回復局面」では『金融』(12.7%)が最も高く、以下『サービス』(12.1%)、『製造』『小売』(11.5%)が続き、『運輸・倉庫』(9.0%)が最も低く、すべての業界で10%前後となっています。

「悪化局面」の見通しでは、『小売』(23.3%)が唯一の2割台で最も高く、『卸売』(19.3%)、『不動産』(18.8%)が続き、『金融』(10.2%)が最も低くなっています。

◆ 懸念材料はインフレ

2026年の景気に悪影響を及ぼす懸念材料を尋ねたところ、「物価上昇(インフレ)」が45.8%(前年31.5%)で、前年から14.3ポイント増と急上昇し、最も高くなっています。以下、「人手不足」が44.5%(前年41.6%)や「原油・素材価格(の上昇)」が35.9%(前年46.2%)、「為替(円安)」が30.4%(前年30.7%)が続いている。

2025年の物価上昇は、主に飲食料品関連の価格上昇が影響を及ぼしていました。加えて、人手不足を背景に名目賃金が上昇し、その一部がサービスや商品の価格に転嫁されたり、円安の影響により、輸入食料品や日用品の価格も上昇してきています。さらに、原油や素材価格は、2022年をピークに緩やかな低下傾向を示しているものの、高水準を維持しており、依然として物価高の要因となっています。

これらのコストプッシュ型のインフレは、2026年も継続するとみられ、収益の圧迫など企業に対する悪影響だけでなく、一般消費者にもさらなる負荷となる可能性があります。

◆ 景気回復に必要な政策

景気回復に必要な政策では、「個人向け減税」がトップだったほか、「所得の増加」「個人消費の拡大策」を少なくとも1つ選択している企業の割合が60%を超え、「個人向け」の対策に注目が集まっていることがうかがえます。インフレ懸念が強まるなかで企業による賃上げのみでは物価上昇を上回る可処分所得の増加は見込めそうもありません。消費税の減税や年収の壁引上げに加え、社会保険料の減額などによって個人消費の拡大を促し、景気回復への活路を見出す政策が求められています。

(帝国データバンク 2026年の景気見通しに対する企業の意識調査より抜粋)

社会保険加入の「130万円の壁」 残業代含めない方針へ

厚生労働省は、社会保険料の負担が生じる「130万円の壁」対策として、2026年度から年収要件を緩和します。現在は、残業代を含む給与や不動産・配当収入の合計が130万円以上となった場合、原則として社会保険への加入が必要になりますが、2026年4月からは、給与収入のみなら残業代を含めずに計算することになります。

いわゆる「130万円の壁」の実質的な引き上げでパート労働者の働き控えの解消につなげたい方針です。これは、2026年4月以降に被扶養者の認定を受ける人が対象になります。給与以外の収入がない人については、労働契約時に提示される労働条件通知書などに記載がある賃金をもとに計算することになります。これは契約段階で想定しづらい残業代は、年収見込みに含めないという考え方からです。



今は、従業員が51人以上の企業で週20時間以上勤務する場合には、年間収入が106万円を超えると扶養から外れて、社会保険に加入し、健康保険料や厚生年金保険料を支払う必要があります。

従業員51人未満の企業で働く人については、年収が130万円を上回ると社会保険に加入しなければなりませんので、手取りが減らないよう就労時間を抑える働き控えの要因にもなっています。

なお、年収が130万円の壁を超えるかどうかは、勤務先が発行する「収入証明書」や「課税証明書」などをもとに、1年間の収入見込みで判定することになります。

政府が2023年10月に始めた「年収の壁・支援強化パッケージ」では、残業などで一時的に収入が増えて130万円を超えた場合であっても、事業主の証明があれば原則として連続2年まで扶養内にとどまれる措置を講じてきました。これは、当面の間の時限措置としていましたが、2025年10月に恒久的な対応に切り替っています。

2026年1月～3月度の税務スケジュール

内容	期限
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月13日(火)
前年下期分源泉所得税の納付(納期特例) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	納 期 限 1月20日(火)
前年11月決算法人の確定申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	
2、5、8、11月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限 2月 2日(月)
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分)	納 期 限
固定資産税の償却資産に関する申告	
支払調書の提出・給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月10日(火)
前年12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
3・6・9・12月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税等)	
6月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限 3月 2日(月)
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月毎の中間申告(消費税等)	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月毎の中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	納 期 限
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

内 容	期 限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 3月10日(火)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	申告期限
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	3月16日(月)
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	納 期 限
1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 (消費税・地方消費税)	申告期限 3月31日(火)
7月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月毎の中間申告 (消費税・地方消費税)(11月決算法人は2ヶ月分)	納 期 限

今月の名言録

できないことを認める

私は、鹿児島から京都に出て仕事を始めた頃、鹿児島弁しかしゃべれず、田舎者だということで、非常な劣等感に苦しんだことがあります。

このように劣等感を持った場合、挫折につながっていくタイプの人があるのですが、私は劣等感を素直に受け取ったため、挫折することはありませんでした。

「自分は田舎者だ。世間も知らないし、常識もない。大学は出ているけれども田舎大学だ。都会の一流大学を出た人よりは、実力はなさそうだ。

基本的なところから勉強しようと考え、さらに一生懸命に仕事をしました。

つまり、劣等感と格闘するのではなく、劣等感を素直に受けとめるのです。

これが心を軽くし、努力へのステップとなるのです。

自分ができないことをできるようなふりをするのではなく、できないことをできないと素直に認めて、そこからやり直していくのです。これが大切です。

私は社会人になったとき、このように考え、人生において努力を続けました。

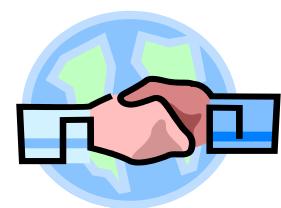
（「心を高める、経営を伸ばす」 稲森和夫著 PHP研究所）



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願ひ致します。



- ・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
- ・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など）
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

ASAからのお知らせ

繁忙期につき2ヶ月間お休みです！ 次は4月発行

次号のInsight Review(Vol. 225)は、業務上の都合により2ヶ月のお休みをいただき、2026年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL: 052-331-0135・0145 FAX: 052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>



【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL: 059-397-8650 FAX: 059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士

浅岡 和彦

不動産鑑定士

佐々木 勝己

社会保険労務士

松永 裕美

